

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）軸受状態監視モニタの校正において、計器精度外れが認められたため、当該モニタを点検・修理	G III	
2	2号機	残留熱除去海水系（A系）淡水希釈出口弁（空気作動弁）の点検において、駆動部より微量のエアリークが認められたため、当該部を修理	G III	
3	2号機	主復水器水位調節弁等の点検において、駆動部の部品（ロータリーシャフト）に摩耗（6台）が認められたため、当該部品を交換	G III	
4	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）油温度調節弁の点検において、同弁駆動用空気減圧弁のドレン弁より微量のエアリークが認められたため、当該ドレン弁を修理	G III	
5	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の海水入口側切替弁の点検において、弁体ライニングに一部剥離及び弁座に浸食が認められたため、当該弁を修理	G III	
6	2号機	給復水系起動停止用空気抽出器入口蒸気圧力指示計の点検において、指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を交換	G III	
7	2号機	主タービン第1軸受振動検出器用配線の点検において、配線コネクタ部に絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該コネクタ部を点検・修理	G III	
8	2号機	タービン建屋地下1階低圧復水ポンプ入口配管ピットの壁面より水（地下水と推定）のピット内への滴下（約3リットル、汚染なし）が認められたため、当該溜まり水を除去及び受け容器を設置	G III	
9	3号機	中央制御室において、検査準備のため計測器用ケーブルの布設作業を行っていた当社社員が、脚立からバランスを崩して落下、転倒し、左腕を損傷したため、病院へ搬送及び対応検討	G II	
10	3号機	中央制御室の火災報知設備火災受信盤に「火災線路断線（信号線断線等の不具合）」を示す警報表示灯が点灯したため、原因調査及び対応検討	G III	
11	4号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置主タンク用レベル指示計の内部に汚損が認められたため、当該レベル指示計を点検・清掃	対象外	
12	5号機	原子炉補機冷却系冷却水サージタンク入口側配管のペント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
13	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電設備の空気圧縮機（A）の無負荷時圧力調整用電磁弁の点検において、当該弁の電磁石巻線部に異音が認められたため、当該電磁弁を交換	G III	
				10月15日再審議にて削除

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋換気空調系排気ファン（A）の点検において、反カップリング側の軸受とファン軸の嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
15	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系排気処理装置（B）の点検において、フィルタに破れ（3枚）及び詰まり（全54枚）が認められたため、当該フィルタを交換	G III	
16	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）炉内監視用テレビ装置の画面に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
17	集中環境施設	プロセス主建屋1階北側の物品搬入エリア（放射線管理区域）にコンクリート片が仮置き表示のない状態で放置されていたため、状況調査及び対応検討	G III	
18	その他	海生物焼却設備（非放射線管理区域）の排ガス誘引ファン入口配管に微量の空気の漏れ込みが認められたため、当該配管を点検・修理	G III	